

史跡小峰城跡整備基本計画書(第1次 第Ⅱ期)(案)に対する 意見募集(パブリックコメント)実施要領

1 目的

平成27年に策定された「史跡小峰城跡整備基本計画」は、平成23年の東日本大震災で被災した石垣の復旧を最優先の整備課題とした。平成31年には災害復旧が完了し、また、平成31年4月の文化財保護法一部改正により文化財の活用が求められるようになった。こうした、小峰城を取り巻く社会情勢の変化や現計画策定から10年間に経ちこれまでの整備の経過を踏まえつつ、改めて整備の方向性を明確にし、今後確実に整備を進めてゆくため、現計画の内容を更新することにした。

この度、計画の更新案がまとったので、意見募集(パブリックコメント)を実施するため、実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 募集期間

令和8年3月4日(水)～令和8年3月17日(火)(14日間)

3 資料の閲覧方法

- ・白河市ホームページからの閲覧又はダウンロード
- ・市役所文化財課(本庁舎2階)で閲覧又は配布
- ・市役所での閲覧は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分

4 意見を提出できる方

- ①市内に住所を有する方
- ②市内に勤務し、又は在学している方
- ③市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ④当該案件に利害関係を有する個人又は法人その他の団体

5 意見の提出方法

意見提出様式に、氏名(事業所名)、住所(所在地)、電話番号、意見等の内容を記入して、次のいずれかの方法により提出。

- ①持参の場合 白河市 建設部 文化財課(本庁舎2階)
- ②郵送の場合 〒961-8602 白河市八幡小路7番地1
白河市 建設部 文化財課 宛
- ③電子メールの場合 bunka@city.shirakawa.fukushima.jp へ送信
- ④FAX の場合 0248-24-1854 へ送信

※意見提出様式は、文化財課窓口で受け取るか、白河市ホームページからダウンロード。

※提出いただいた書類等は返却しない。

6 提出された意見の取扱い

- ①ご意見は、計画策定の参考とする。
- ②ご意見は、後日取りまとめの上、市ホームページで公表する。
※意見の内容以外、氏名、住所等は公表しない。
- ③ご意見に対する個別の回答はしない。

7 問い合わせ先

白河市 建設部 文化財課
電話 0248-28-5535
電子メール bunka@city.shirakawa.fukushima.jp